

ID: 74

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	受給資格の認定の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市難病患者福祉手当条例 第8条		
例規番号	昭和55年条例第9号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (手当の返還) 第8条 偽りその他不正の手段により、手当を受けた者があるときは、市長は、その者に係る認定の取消しをし、当該手当を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	東大和市心身障害者福祉手当条例 第9条		
例規番号	昭和49年条例第33号		
<b>【基準】</b> 第9条の規定による。 (手当の返還) 第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 地域福祉部 障害福祉課

処分の概要	支給の制限又は停止		
例規名 根拠条項	東大和市心身障害児福祉手当支給条例 第7条		
例規番号	昭和44年条例第6号		
<b>【基準】</b> 第7条の規定による。 (支給の制限又は停止) 第7条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 障害児の監護又は養育を著しく怠っていると認めるとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日